

令和元年度 第1回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
第2回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
議事録

日時：令和元年7月23日（火）14：00～

場所：豊田市役所 南51会議室

出席者：

分科会委員（敬称略） 岩月富士夫、内田直子、加賀田透、柿島喜重、加藤国治、小松理佐子、佐合恭治、
鈴木里加、花村善照、山田美津子、山村史子

策定委員（敬称略） 今西ト子、加賀田透、木本光宣、後藤哲也、酒井保彦、櫻井博、佐藤夕子、竹中勘次、
谷口功、永田祐、西村新、林泰子、村田美智子、山村史子

事務局

（市）

福祉部 粕谷部長、梅田副参事

福祉総合相談課 中野副課長、安藤主査

高齢福祉課 清水担当長

介護保険課 鈴木担当長

企画課 新實副課長、杉本主査

市民活躍支援課 宮川担当長

地域包括ケア企画課 水野課長、中村消防司令、鷹見担当長、荒川主査

（社会福祉協議会）

中田事務局長、安藤事務局次長、鈴木地域福祉推進室長、中村総務課長、永井相談支援課
長、大谷地域福祉課長、都築副主幹、川合副主幹係長、大地係長、稲吉主査

欠席者：加藤真二、山田均、大泉学、三井克哉

○次第

- 1 福祉部長あいさつ
- 2 新任委員紹介
- 3 地域福祉専門分科会 専門分科会長、副専門分科会長の選任
- 4 専門分科会長、副専門分科会長、策定委員会委員長あいさつ
- 5 確認事項 平成30年度の議論の振り返り及び令和元年度の主なスケジュール（案）について
- 6 議題
 - 協議事項1 計画における住民等の役割について
 - 報告事項1 住民懇談会等の開催について
 - 報告事項2 成年後見制度利用促進法に基づく豊田市の取組状況について
 - 報告事項3 （仮）コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について

開会

1 福祉部長あいさつ

【事務局】

それでは、福祉部長の粕谷よりごあいさついたします。

【粕谷福祉部長】

皆さまこんにちは。本日は大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。やっと梅雨明けが近づいてきました。これからぐんぐん気温が上がり熱中症になりやすいので、十分に水分補給をしてご自愛ください。豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会は3年間の任期となりますので、よろしく願います。本日も第2回豊田市地域福祉活動計画策定委員会と合同会議となっておりますので、よろしく願います。この合同会議は委員の参加者が多く、活発な意見交換となり時間が押しますが、ご協力の程どうぞよろしく願います。

豊田市の地域共生社会づくりへの取組については、計画的に進め、皆さまの意見を賜りながら策定していきます。この取組については、厚生労働省からも注目をさせていただいており、先月は副大臣の視察がありました。その際にご協力いただいた委員も多くいらっしゃるの、改めて御礼を申し上げます。豊田市の地域共生社会づくりは国の取組の1歩先を進めていきたいです。地に足をつけて計画的に進めていきたいと思っています。

2 新任委員の紹介

【事務局】

議事に入る前に、委員の改選に伴い半数以上の委員の交代がありました。本日、初めてご出席いただいた新任委員よりひとことずつ自己紹介をお願いします。それではまず、地域福祉専門分科会委員より自己紹介をお願いします。

【岩月委員】

一般社団法人豊田市身障協会の岩月富士夫です。

【内田委員】

豊田市民福祉大学の第1期修了生の内田直子です。今回は市民公募として地域福祉専門分科会に参加させていただきました。

【加藤委員】

豊田市介護サービス機関連絡協議会の加藤国治です。

【佐合委員】

花園町に在住している佐合恭治です。ちょうど2年前に地元の地域会議の委員を務めていました。今回の地域福祉専門部会では初めての参加となるのでよろしく願います。

【事務局】

豊田市子ども園保護者会の鈴木里加様は所用のため、30分ほど遅刻となりますので、後程、自己紹介をしていただきます。また、豊田市区長会の山田均様はご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、豊田市地域福祉活動計画策定委員より自己紹介をお願いします。

【後藤委員】

豊田市役所地域振興部地域支援課の後藤哲也です。

【櫻井委員】

豊田市区長会の櫻井博です。実際は井上地区の自治区長を務めています。

【事務局】

新任の委員の皆さまに自己紹介をしていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

本日の欠席者は4名です。改めてご報告させていただきます。

3 地域福祉専門分科会 専門分科会長、副専門分科会長の選任

【事務局】

委員の改選に伴い、専門分科会長を選任させていただきます。豊田市社会福祉審議会条例第7条に従い、委員の互選により会長を決めさせていただきます。どなたかいらっしゃいますか。推薦がないようなので、事務局の一案として会長には、日本福祉大学の小松理佐子委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆さまはいかがでしょう。

一同拍手

【事務局】

それでは、地域福祉専門分科会長には小松委員にお願いいたします。続きまして、副専門分科会長の選任を行います。副専門分科会長は豊田市社会福祉審議会の運営規定第5条に従い、専門分科会長が不在の場合、その庶務を代理していただく副専門分科会長を専門分科会長に指名していただきます。それでは、小松会長よりご指名をお願いします。

【小松会長】

では、副専門分科会長には、豊田市社会福祉協議会の柿島喜重委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆さまはいかがでしょう。

一同拍手

【小松会長】

それでは、副専門分科会長には柿島委員をお願いします。

4 専門分科会長、副専門分科会長、策定委員会委員長あいさつ

【事務局】

専門分科会長、副専門分科会長、策定委員会委員長よりごあいさつをお願いします。

【小松分科会長】

専門分科会長を務めさせていただくことになりました日本福祉大学の小松理佐子です。分科会長を務めるのは2期目となります。1期目は豊田市のことが何も分からない中で、拙い会長を務めさせていただきました。委員の皆さまの助けをいただきなんとか1期目を務めることができました。2期目は地域福祉計画をつくりあげることが大きな課題となっています。引き続き、委員の皆さま

まからのご支援をお願いします。また、市の計画は社協の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することとなっています。社協の委員の皆さまにもご協力のほど、どうぞよろしくお願いします。「一体的に」という言葉は文字だけではなく、実質的に一体的につくりあげていきます。委員の皆さまと一緒に協議しながら進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

続きまして、柿島副専門分科会長よりごあいさつをお願いします。

【柿島副分科会長】

豊田市社会福祉協議会の柿島喜重です。副分科会長ということで、よろしくお願いします。この分野は豊田市社会福祉協議会として、とても関係があることだと考えています。皆さまのご意見を伺いながら、分科会長をサポートしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

続きまして、地域福祉活動計画策定委員会会長の永田委員長よりごあいさつをお願いします。

【永田委員長】

皆さまこんにちは。私は地域福祉活動計画の策定委員長を仰せつかっています。行政がつくるのは「地域福祉計画」、社協がつくるのは「地域福祉活動計画」です。地域福祉計画に「活動」と入るのは、社協が住民の皆さまと一緒にどのような活動をしていくかをつくる計画だからです。地域福祉活動計画は、行政がつくる地域福祉計画と一体になってやっていかなくてはいけないので、このような形で、地域福祉計画の策定にも関わらせていただくことになっています。第1回地域福祉活動計画では大変活発に議論をしました。本日も活動計画と専門分科会の委員の皆さまと一緒に、豊田市全体の地域福祉計画について、一緒に考えていければと思っています。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。以降の議事進行は小松分科会長をお願いします。

【小松分科会長】

まず、委員定足数の確認について事務局より報告をお願いします。

【事務局】

地域福祉専門分科会委員について、ご確認をさせていただきます。本日は委員13名中11名の出席をいただきました。豊田市社会福祉審議会運営規定第4条第5項の規定による過半数の定足数を満たし、有効に成立したことをご報告します。

【事務局】

続きまして、地域福祉活動計画策定委員会委員についてご確認をさせていただきます。本日は委員16名中14名の出席をいただきました。

【小松分科会長】

それでは、次第5の確認事項に入ります。

5 確認事項 平成 30 年度の議論の振り返り及び令和元年度の主なスケジュール（案）について

【小松分科会長】

確認事項について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

平成 30 年度の議論の振り返り及び令和元年度の主なスケジュール（案）について資料 1、資料 2、資料 3 に基づき説明

【小松分科会長】

ただいま事務局より説明がありました。ご意見やご質問等はありませんか。ないようなので、次第 6 に入ります。

6 議題

協議事項 1 計画における住民等の役割について

【小松分科会長】

協議事項について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

計画における住民等の役割について資料 4 に基づき説明

【小松分科会長】

ただいま事務局より説明がありました。本日は今までの議論の仕方と違った形となり、豊田市の事例を交えてご意見をいただきたいと思ひます。本日は「とある豊田市の事例」として 3 つの事例があります。資料 4 に図があるように、地域福祉というのは様々な立場の人が役割分担をしながら協力をしながら進めていきます。本日は「具体的にそれぞれの役割はどのようなものなのか」を議論していきたいと思ひます。具体的に 2 つの質問を用意しましたが、ご意見等はありませんか。

【今西委員】

私は子ども食堂の運営と民生委員主任児童委員を務めているので、子どもを支援する立場で意見させていただきます。事例 1 の A さんは社協に電話する力がある人だったので、「困っている」という声を上げることができ、良い方向に解決することができました。しかし、このような人ばかりではありません。多くの場合は、心の中では助けてと思ひていても、なかなか声に出せず、どうしようもなくなってから支援が入る、というケースです。なので、民生委員主任児童委員に、学校を通じて、「このような家庭があるので、意識して見守ってほしい」という情報をいただきたいです。情報がないと動くことができません。小・中学校の情報公開が必要ですので、連携していきたいと思ひています。

【小松分科会長】

本会議に学校関係者がいればよかったです。学校から民生委員児童委員に情報提供がないと支援することが難しいというご意見をいただきました。自分から電話をする力がある人はよいですが、「自分から声を上げられない人が多くいる」というご指摘もいただきました。

【花村委員】

この問題は大きな問題だと認識しました。子どもに障がいがあることを「夫は公表するな」、「妻は公表したい」ということでした。家庭の問題をどのように解決するかも問題です。このような問題は事務局ではどのように考えていますか。

【小松分科会長】

それでは社協よりご説明をお願いします。

【事務局】

社協に相談があった時点で、夫婦の関係性について職員の中で議論しました。結果、ボランティアセンターとしては、夫婦間の問題に立ち入ることは難しいという判断になりました。「パルクとよた」の事業として、各学校に専門的な資格を持つカウンセラーが入っています。そのため、その支援をいただきながら、どう動くかを社協と学校の先生で話し合い、ご主人への話については専門の方から、ということになりました。様々な形で関係機関と連携を図りながら、対応しています。

【花村委員】

関連する話として、虐待等は家庭の問題でなかなか表には出てこないです。周りの人がどのように家庭に入って助けるかは、大きな問題だと思います。そのため、今回のような夫婦間で話がひとつになっていないケースで、どのように介入し、どのように解決したか、というノウハウをオープンにしてもらいたいです。ノウハウがないのであれば、それについても1つの検討項目になると思います。こういった家庭の問題に対してどう動くのか、その後関係者はどう動くか、ということがストーリーになっていると議論がしやすいと思います。

【事務局】

私共としても、専門機関にバトンを預けている形になっています。時間があれば、専門の機関でどのように対応をしたか、どのような形で家庭に入ったかを報告させていただきます。現在は、情報は持ち合わせておらず、申し訳ありません。

【小松分科会長】

事例1のような「家庭の問題」があった時に、地域や専門職がどのように関わるべきか、どのような道筋が立てられるのかということとは、これからの検討課題としてご意見をいただいております。

【櫻井委員】

事例1の9行目に「傾聴ボランティアや地域の子育てサポーター、ファミリーサポートクラブ等」とありますが、社協のボランティアセンターとして登録されているのですか。

【事務局】

社協のボランティアセンターに登録しているのは「傾聴ボランティア」だけです。「地域の子育てサポーター」というのは交流館で活躍している団体です。社協には登録はしていません。「ファミリーサポートクラブ」は若干のお金を払い、地域の子育て支援サービスという形で子育てが必要な家庭に対して、託児や移動支援を行う団体です。

【櫻井委員】

私の住んでいる井郷地区では高齢者に対するボランティア活動があり、30分200円でボランティアを行っています。交流館を通じて組織ができあがっています。今の意見はそれと同じことだと理解してよいですか。

【事務局】

井郷地区の高齢者に対するボランティアは「いさとお助け隊」のことだと思いますが、広い意味で同じになります。ボランティアセンターの機能強化に関連していきますが、社協に登録いただいている団体と、交流館や地域独自に関わっている団体があります。「いさとお助け隊」は社協への登録がありますが、事例1のケースでいうと、「社協では把握していないグループに交流館を通じて声掛けができた」ということです。

【櫻井委員】

こういった窓口があるということが周知されていないので、広く周知した方がよいと思います。アンケート調査の結果の中では「自治区の取組として助け合いの活動があるといい」という結果もありましたが、なかなか難しいところです。どうしたら参加していただけるのかを模索中です。

【花村委員】

これまで高齢者クラブでは「仲良く」ということが強調されて取り上げられてきました。しかし、今後は、豊田市で毎年1万人が75歳を迎え、各地域に高齢者が多くなり、高齢者が家庭にいることも多くなります。そこで、高齢者クラブで考えていることとしては、高齢者がボランティアに積極的に参加して、仲間と楽しく過ごすことが高齢者の生きがいになり、重要だということです。

区としては、「いさとお助け隊」のようなボランティア活動は難しいかもしれませんが、高齢者クラブは各地域に仲間がいるため、ボランティア活動等、テーマを設けて地域で連携することはできると考えています。何かあれば相談をいただければと思います。すぐには対応できないかもしれませんが、協力してくれる人はいると思うので、よろしくお願いします。

【小松分科会長】

花村委員と櫻井委員よりボランティアについて、「今後は高齢者が担い手になるのでは」、「ボランティアと地区との連携も必要であり、相談窓口の認知が重要だ」とご意見をいただきました。

【木本委員】

事例を通じて、それぞれがどんな役割ができるかということですね。

専門職にできることとしては、「支援をしている人がいきいきと地域で暮らしている」ということを多くの人に広めることかと思います。そうすることで、事例のような夫婦でも障がい隠すことが少なくなるかと思えます。また、私たちが支援をしている方でも、漢字をすぐに読むことができる人もいます。なので、支援を受けている人でも、発達障がいの人のサポートができるのではと思います。「障がいのある人でも活躍できる場」という考え方にも繋がると思うので、「こういった人がこんな活躍ができていよ」という情報があれば、広めて、声を上げることができればと思います。

【小松分科会長】

障がいがある人でもボランティアができる可能性があるという新しい提案をいただきました。また、その中で、専門職の役割についてもご指摘をいただき、大変貴重なご意見をありがとうございました。

【林委員】

稲武支所推進委員会の林です。事例1のアンケート調査結果で「どのような環境や条件があれば、地域での助け合いがしやすいと思いますか」で高い回答は、「顔の見える関係が築けていること」、「支援を求める人の情報があること」でした。また、「地域に住む人同士が、生活上の問題をわかちあい、解決に向けて考え、行動できるような『支え合う地域づくり』のために、地域としてどのようなことに取り組む必要があると思いますか」で高い回答は、「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」でした。事例1は1年前に豊田市に引っ越しをしてきたので、隣近所と顔の見える関係ができていなかったと思います。

私の住む稲武地区は小さな地区なので自然と顔が見える環境ができています。引っ越しをされてきた場合には、組と自治区にも紹介があり、ある程度情報が入ってきます。それを踏まえてお付き合いをどうするかを考えることができます。そのような地域での情報共有も大切です。事例1では、夫は「障がいを知られたくない」ということでした。地域住民から見ても、どの程度の声掛けしたらよいのかが分かりづらいです。新しく入ってきた人についての情報を地域で把握して助けられるとよいと思います。

【小松分科会長】

「新しく引っ越ししてきた人を地域でどう迎えるか」というご意見をいただきました。次の事例 2 についても活発な議論をお願いします。

【事務局】

次の事例に入る前に、豊田市子ども園保護者会の鈴木委員が到着しましたので、一言ごあいさつをお願いします。

【鈴木委員】

豊田子ども園保護者会の鈴木里加です。何も分からないですがどうぞよろしくお願いします。

【小松分科会長】

それでは、事務局より事例 2 について説明をお願いします。

【事務局】

事例 2 資料 4 - 2 に基づき説明

【小松分科会長】

ただいま事務局より事例 2 について説明がありました。課題も含めてご意見等はありませんか。

【佐合委員】

事例 1 とも関連しますが、私の住んでいる地域では新しい人が増える地域と、山間地で昔からの顔なじみの地域があります。新しい人、特に若い世代は、昼間は勤めている人が多いので、なかなか接する機会がなく、地域に溶け込むことが難しい現状があります。そういった地域の特徴、特殊性が関わっていると感じています。山間部は活動が活発であったり、災害時にはお互いに助け合い上手かったという事例はあります。地域の特性がからんでくるので、そのようなことを考えていかなければいけません。

事例 1 に関連して、情報は必要だと思うのですが、個人情報の扱いが難しいです。市の方から民生委員に情報が流れた時に、「誰がどこまでの範囲でその情報を知ることができ、どこまで活用したらよいのか」、また、そういった役割を分担するときの線引き（ここまでは地域、ここまでは住民）をはっきりさせていくべきです。情報を得る時には個人情報の取り扱いも含めて考えていく必要性があると感じています。

事例 2 の 9 行目に「社協のボランティアセンターに相談して」とありますが、ここへ連絡があったとっかかりは何ですか。広報や小冊子に様々なデータが配布されていますが、周知されていません。いかに周知していくかがポイントだと思います。

【小松分科会長】

3 つご意見をいただきました。1 つ目は「地域の特殊性があるので、その地域にあったやり方を考えないといけない」、2 つ目は「個人情報の取り扱いをどうしたらよいのか」という課題、3 つ目は「窓口に行くのとっかかり、相談コーナーがあってもなかなか周知できていないので、相談するとっかかりをどうつくるか」ということでした。

【内田委員】

私とよた市民福祉大学を受講したきっかけは、仕事をずっとしていたので地域性もなく、隣近所の付き合いもなく退職後の地域での生活が不安に思っていた矢先に、回覧板でとよた市民福祉大学の募集を見つけたことです。回覧板は夫婦で見ているのですが、夫がすぐに回してしまい、私は回覧板をゆっくり見る事ができていませんでした。最近、夫には男女で見える部分が違うと伝えていますが、とよた市民福祉大学の仲間 45 人でボランティア部をつくったのですが、何をやるかはまだ課題となっています。今はメ

ンバーがやっているサロンで手伝いをしています。「何かやりたい」という強い気持ちや思いはあるのですが、活動内容については検討中です。社会に参加したいという思いが強いメンバーなので、今後活躍したいと思っています。

私はとよた市民福祉大学でいい仲間に出会えて、家庭の悩みも相談もできる仲間ができました。地域とは違いますが、市全体で仲間ができ、とよた市民福祉大学を受講して非常によかったと思っています。福祉のボランティアには男性が非常に少ないので、男性をどうしたら引き出せるかが課題です。やはり社会に出て楽しいことが沢山あると感じたので、何かきっかけがあればと思います。

【小松分科会長】

貴重なご意見をありがとうございました。とよた市民福祉大学がこのようにきっかけづくりにもなっていることがよく分かりました。ボランティア部に45人いるということでした。他の委員の意見ではボランティアの担い手がいけないというご指摘もあったのですが、一方でやろうとしている人達もいらっしゃるようです。これをどう繋いでいけるかという課題が見えてきました。

【花村委員】

事例1も事例2も、初めに対応した人が良かったのではと思います。しかし、現実論としてなかなかこういった対応は難しいと思います。初めに対応後のボランティアは、議論すればなんとかなる可能性はありますが、「これは問題だ」と認識し、つなげていく「最初に取り上げる人」をどう育てていくことが大切だと思います。そのあたりをもう少し議論していくと良いと思います。

【加賀田委員】

私は民生委員児童委員として考えたときに、「このような人をいかに見つけるか」が大切だと思います。事例1についてですが、現在の制度の中では見つからない事例です。高齢者になっても同居者がいる場合は訪問の対象外となります。この方が障がい者手帳を持っていれば、そこから情報が入り、別の対応ができるかもしれません。声を上げてもらえれば、制度で何とかできます。ただ、「声を上げられない人をどう見つけて把握していくか」が課題です。我々は主に65歳以上の一人暮らしの方を対象として動いていますが、こういった高齢者に満たない人でも、情報が入れば対応しています。このような人を「どのようにして見つけ出していくのか」「どうしたら声を上げてもらえるのか」が大きな課題だと思っています。障がい者手帳を所持していれば何らかの形で障がい者の情報が我々の方に入ってきて対応できますが、手帳もなく、同居者がいるような場合では、20年先になっても、我々の対象には入りません。行政でも「網から外れそうな人をどう拾いあげていくか」を真剣に考えていかなくてはなりません。事例1は「夫が子どもの障がいを周りに知られたくない」ということなので、行政にも話していないか、障がい者手帳も持っていないのもしれません。最終的には地域や周りの人から情報を吸い上げることが大切だと思っています。我々の地域では、そのような活動をしていこうと動いています。

【佐藤委員】

地域包括支援センターの佐藤です。もし自分がお助け隊を立ち上げるならどうするかを考えたのですが、このような助け合い活動は手上げ方式になると思います。しかし、手を上げてどこに相談しにいけばよいのかが分かりません。私たちの世代は自治区に繋がりが無いので、自治区の区民会館や市役所にお助け隊立ち上げ相談コーナーがあるとよいと思います。

【竹中委員】

若林コミュニティ会委員の福祉委員会をやっている竹中です。若林地区にお助け隊が発足して、1年が経ちます。私は依頼を受けた案件の仕分け業務をしています。お助け隊を立ち上げるのに2年間かかりました。発足のきっかけは、地域包括支援センターや民生委員は規約があって動く範囲が決まっており、動けず困っていたことです。高岡地区は「健康と福祉の窓口」があるので、市と社協の職員が来ていただき、規約をつくりました。地域住民へのPR方法やどのようにして助ける人を把握するのかを2年間論議してたたき台をつくり、昨年4月に立ち上げました。お助け隊の募集をかけたところ33名集まり、現在は39名います。様々なメンバーがおり、本職のOB（水道工事、大工、屋根修理等）もいるので様々な依頼を引き受けることができます。基

本的にはひとり暮らしの人や高齢者を対象していますが、実際に運営していると、とんでもない依頼があります。例えば、2世帯で家族間のコミュニケーションが上手くいっていない高齢者からがお助け隊に依頼があったり、裕福な家庭から依頼があったりして困りましたが、規約があるので依頼を断ることができました。規約があるおかげで安心してお助け隊の活動ができています。現在お助け隊の主体となっているメンバーは昭和23年、24年生まれの人です。繋がりができているので、今後もお助け隊は継続していくと思っています。活動していて困っていることとして、草取りを依頼されるのですが几帳面な人だとすぐ頼んできます。細かい所まで求める人もいます。活動する際には様々な道具が必要となるのですが、社協から支援を受けて道具を揃えることができました。地域で不要になった道具も引き取って使っています。技術の習得についても金網網戸の交換の訓練やチェーンソーの使い方訓練も実施していこうと思っています。

【西村委員】

株式会社こいけやクリエイトの西村です。小さいながら会社を運営しています。企業としてどのような役割があるか考えました。事例2の1行目に「仕事人間で地域でのつながりはほとんどない状態でした」とありましたが、仕事をしていたら地域と繋がらなくてもよいという現状や、仕事と普段の生活を分断させるのはよくないと思いました。企業からボランティアに出やすい仕組みづくりが必要です。14行目に「依頼者に『ありがとう』と言ってもらえることで達成感を感じる」とありますが、自己肯定感が仕事の効率アップにも繋がると思うので、企業からも地域に参加しなさい、という雰囲気づくりをすることも大切だと思います。

事例1ではAさんの夫は「障がいがあることを周りに知られたくない」ということでしたが、このような考えをどうしたら変えることができるだろうかと考えました。企業であれば上司や会社の教育のなかで多様性や人間力の向上を教えることができます。また13行目に「地元企業から活動資金の補助を受けた」とありましたが、お金を出すだけでなく人を育ていくことも企業でできるのではないかと思います。

【小松分科会長】

それぞれの立場からご意見をいただきました。次の事例に入ります。

【事務局】

事例3を資料4-3に基づき説明

【小松分科会長】

ただいま事務局より事例3について説明がありました。ご意見等はありませんか。

【花村委員】

これは仕組みができていますか。できているならばその話を聞きたいです。「木工教室・料理教室を開催」とありますが、開催場所はどこを予定していますか。

【事務局】

この事例は、ミライシニア活躍プロジェクトの取組で、竜神地区で行われているものです。昨年度から何度か例として上げています。細かな部分については私では分かりかねますので佐藤委員よりご説明をお願いします。

【佐藤委員】

補足ですが、ミライシニア活躍プロジェクトは地域包括支援センターが支援しています。料理教室については、元々ホテルの料理長だった人が何かやりたいということで、Cさんに相談し自宅で料理教室を開催し、お金をもらって料理を教えています。木工教室については、木工が好きな人が火曜日と木曜日にP-BASEの外のスペースで集まってやっています。マルシェや交流館で地域の子供達に教える活動をしています。1回100円程度のお金をいただいてやっています。

【花村委員】

木工教室の道具は誰の持ち物ですか。

【佐藤委員】

自分で持ち寄っています。

【花村委員】

子どもに教えるということですが、保険はどのようになっていますか。

【佐藤委員】

そこまでは把握していません。

【小松分科会長】

そのような活動の基盤づくりも重要だということですね。他に、高齢者や障がい者等の活躍を促進するためにということでテーマをいただいています。ご意見はありませんか。

【佐合委員】

この問題は国が進めている働き方改革と関連すると思います。ボランティアに300円程度のお金を支払う場合があると言っていました。ボランティアとアルバイトを兼ねた「ボラバイト」ということですか。ボランティアは無償で行うものなので純粋なボランティアとの住み分けはできているのですか。

【事務局】

社協としての意見ですが、「ボランティア活動は無償」という原則もありますが、かならずしも全て無償ということではなく、実費等が必要な部分もあると考えています。先ほどのお助け隊であったり、ファミリーサポートクラブのような低額の料金をいただいている住民参加型福祉サービスも、社協としてはボランティア活動の一環と考えています。会を運営するための費用は必要となってくるので、ボランティアとはいえ全て無償では考えていません。ボランティア活動は有償的な部分を含めていろいろな考え方があり、がつつりお金を稼ぐということではありませんが、幅広く考えています。高齢者や障がいのある人が地域参加をする際に、300円程度のお金をもらうという仕組みも踏まえ、ミライシニア活躍プロジェクトを例として出しました。何もかも無償ということではなく、幅広くとらえていきたいと考えています。

【小松分科会長】

ミライシニア活躍プロジェクトについてご説明いただきました。それぞれの立場の方が活躍できるような豊田市をということですが、一般社団法人豊田市身障協会の岩月様は何かご意見はありませんか。

【岩月委員】

ご意見を伺い、お助け隊や高齢者の取組など、大変嬉しく思ったことがたくさんありました。

身障協会としては、障がい者に何かあった時にどう対応するかを深く考えていただけているとありがたいです。おそらく、事例が少なく困っている人がたくさんいるのではと思いました。障がいのある人が困っている場合に私ができることとしては、身障協会には当事者がたくさんいるので、情報収集をしてもらうと、地域の役にたてるかと思いました。

【村田委員】

豊田市高齢者のクラブ連合会の村田です。近所の人の目は「温かい目で見ること、支え合うこと」が重要だと思います。重いごみを持っている人がいれば声を掛けて手伝うことは地域社会において大切です。退職してからは趣味を生かした仲間がいると認知症になりにくく、夫婦仲も良くなります。そのような繋がりが大切だと強く感じました。

【山村委員】

3つの事例を通しての意見ですが、佐藤委員より「場づくりに対して」意見がありました。若い人がお助け隊をつくるにはどうしたらよいかということでした。1期の計画をつくった際、紹介動画をつくり、4つの地域活動の一つとして、ある団地のお助け隊を紹介しました。それを地域活動実践セミナーにも取り上げさせていただき、「このようにしているんだよ」ということを市民にも紹介しました。それを見た他の区長たちからは、「私達の地区にもお助け隊があったらいいね」と言われました。規模も中学校区や団地など色々なところから話が出て、それぞれで核になる人が仲間を集めて、2～3年かけて動きはじめています。そういった動きがあって、今、お助け隊も形ができてきました。ある地域では、住民からも「お助け隊のようなものがあたら」という声をいただけるようになってきました。こういったことを踏まえると、計画に「事例集をつけたい」という話が当初からあったかと思いますが、ぜひ進めてほしいです。「お助け隊はこうやってできあがっている」ということ、規模については、中学校区、もしくは団地内だけでないと動きにくい、清水団地であれば依頼は団地内に限定している、近くにもお助け隊をつくることには協力したい、ということなど……。そのような形で1つ形ができると繋がっていくと思います。スタートができ始めているので、1期から2期に向けてはその後が大切だと感じています。若い人にも事例集を見ていただいたり、窓口に来て事例集を見てもらえれば良いのではないのでしょうか。若い人は、その場で聞くよりもハウツー本をもらった方が理解する人が多いと思います。要するに、事例集のような情報公開をしていくことが、これから必要になってくると考えています。

もう一点、どうしたら助け合い活動に参加してもらえるのかについては、この場合は活動している人が集まっているので、住民に聞いていきたいと思っています。

【小松分科会長】

地域福祉活動計画の永田委員長からご意見ををお願いします。

【永田委員長】

本日の委員の皆さまのご意見なのですが、活動計画の立場からすると、住民の皆さまが地域での日々の活動の中で、どんなことをやっているのか、事例に対してどのような取組ができるかを積極的に議論していただきたいと思います。このようなことを広げていくことが大事です。一方で地域福祉計画の視点でみると、専門職や行政の役割もしっかりとこの中で議論していきたいと思っています。例えば事例1については、もちろん個人情報のルールをつくりながらですが、専門職から情報を伝えていかないとなかなか気が付かない課題です。

もうひとつは、皆さまが気付かれた地域の課題を専門職が受け止めていくことです。そのような意味では行政が窓口をつくったり社協が相談を受け止めることをきちんとやっていく必要があります。皆さまの活動の中から見えてきた課題を行政や専門職が受け止めていく必要があると思います。そういったことを計画のなかでも議論いただきたいと思います。

本日の事例の中で大事だと思ったこととしては、見えない課題や「助けて」と言えない人が地域に多くいる中で、そのような人が活躍していること、地域の中で暮らしている姿をもっと見えるようにすることが、「助けて」と言いやすくなる地域に繋がるということです。事例3にも関連しますが、専門職や行政や社協も支援するのですが、支援の対象者としてのみ見るのではなく、その人にはどのような強みがあって、どのような役割を果たせそうなのか、どのようなことで活躍できそうなのか、支援の視点を変えていくことが大事です。そのような方が元気で活躍している地域をつくるのが「助けて」と言いやすい社会に繋がっていくのではと感じました。そのような土台づくりもこの計画のなかで行政・社協・専門職の役割として考えていただきたいと思います。

【酒井委員】

豊田市自主防災会連絡協議会の会長の酒井です。福祉や防災は一般の人のとっつきが悪いです。事例2のアンケート調査結果に「地域福祉活動に関わる人が少ない」の回答が66.3%であり、福祉に関心がある人少ないことが分かりました。行政には行政の役割がある。我々には我々の役割があると思っています。行政がすべて音頭をとることは、地域では浸透せず長く続きません。特に福祉、防災に関してはいかに地域で展開するかが重要です。地域のリーダーがおり、組織をつくっていき、次に続くようにバトンタッチする。これは防災や福祉に関しては一番の要だと思っています。地域でまとめるのは区長ですが、区長は1年で変わってしまいます。また、行政の職員も変わっていきます。そうなると地域の住民、もしくは地域のリーダーが地域を引っ張っていき、行政と連携を取っていければと思います。「連携」は言葉で表すと簡単ですが、なかなか難しいことです。

ボランティアや不登校についても、私の地域では取組が始まりました。ですが、100人いれば100通りのやり方があり、決まった解決方法はありません。行政も不登校に関して取り組んでいますが民間の方が動きやすいと思います。行政がだめということではなく、「連携とはどのようなことか」を踏まえて第2次の計画をつくる必要があると思います。

【小松分科会長】

それでは協議事項はここまでとさせていただきます。次の報告事項に入ります。

報告事項1 住民懇談会等の開催について

【小松分科会長】

報告事項1について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

住民懇談会等の開催について資料5、資料6に基づき説明

【小松分科会長】

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等はありませんか。ないようなので次の報告事項に入ります。

報告事項2 成年後見制度利用促進法に基づく豊田市の取組状況について

【小松分科会長】

それでは報告事項2について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

成年後見制度利用促進法に基づく豊田市の取組状況について資料7、参考資料1、参考資料2に基づき説明

【小松分科会長】

ただいま事務局より説明がありましたがご意見等はありませんか。

【谷口委員】

講座を申し込まれた方の職業の内訳がありますが、民生委員が1名となっています。行政として1名は多いのか、少ないのか、どのように思っていますか。個人的には、民生委員は後見人として期待したいところがあると考えています。行政としては、最も困った方に携わっている民生委員の数をどう認識していますか。

【事務局】

なかなか難しい評価になると思います。民生委員にも講座のご案内させていただきました。その中で、今回関心をもっていただいた方が1名でした。計画にもありますが、このような制度の理解啓発や繋がる仕組みを考える上では民生委員の協力が必要だと思っています。市民後見人に応募していただいた方は、今回はこの人数と承知していますが、それ以外の部分で民生委員の活動として積極的に関わっていただけるように、市としては進めていきたいと考えています。数の評価としては難しいと考えています。

【小松分科会長】

次の報告事項に入ります。

報告事項3 (仮) コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について

【小松分科会長】

それでは報告事項3について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(仮) コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について資料8に基づき説明

【小松分科会長】

ただいま事務局より説明がありましたがご質問等はありませんか。

【谷口委員】

他の自治体のことでお聞きしたいです。具体的に条例の内容は義務か、努力義務か、またその後に罰則規定はあるのでしょうか。

【事務局】

義務か、努力義務かはそれぞれの立場で違ってくると思いますが、他県や他市町の自治体では、基本的には、行政は義務、事業者についてはハードルが高い内容もあるため努力義務、という形が一般的です。罰則規定については、設けられている自治体はありません。

【谷口委員】

条例の強制力は考えていますか。

【事務局】

条例は社会的ルール、規範として示すものだと考えています。強制力というよりも、「豊田市ではこういった考え方で、地域社会のまちづくりを進めていく」という理念的なものになると考えています。

【小松分科会長】

他にご意見がないようなので、本日のすべての議題は終了しました。それでは事務局にお返しします。

【事務局】

本日は委員の皆さまにおかれましては活発な議論をいただき、貴重なご意見をありがとうございました。引き続き計画の策定に生かしていきます。

次回の合同会議は10月8日（火）14時から開催予定です。なお、場所は同じく豊田市役所南51会議室となります。開催が迫りましたら出欠確認について事務局よりご連絡をさせていただきます。本日の議論につきまして、時間の都合で意見が言いきれなかった方については、お手元に配布してあります意見書にご意見をご記入ください。本日机上に追加資料として事例を追加していますので、その事例も踏まえてご意見をお願いします。なお、意見書は8月2日（金）までにご提出ください。これをもちまして、「令和元年度 第1回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 第2回豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議」を閉会します。